

診断士実践協会 会員規約

第1条（名称）

本会は会の名称を「診断士実践協会」（以下『診実会』という）と称する。

第2条（目的）

本会は、以下の目的を持って運営する。

1. 中小企業診断士としての資質を高め、実践的な活動を通じて中小企業の育成と発展に寄与する。
2. 会員相互間の交流を深め、自己研鑽を積み、コンサルティングのみならず総合的な能力を身に着ける。

第3条（活動）

本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. セミナー、研究会、勉強会、講演会の実施
2. 企業訪問見学会、診断業務の受託および経営コンサルティングの実践
3. 会員相互の懇親
4. 自己ブランディングの形成
5. その他必要と認められる活動

第4条（会員に求める資格）

本会の会員は、中小企業診断士の資格を有する者及びそれに準ずる者のうち、本会が入会を認めた者であることを求める。

第5条（会員資格発生・更新条件）

会員資格の発生条件は、所定の入会手続き（入会申込書にて申込後、入会金・年会費を納めて頂く）の完了を以てとする。2年目以降の会員資格更新は年会費を納めていることとする。

第6条（入会審査）

診実会に入会希望者があった場合、すみやかに入会審査を行うものとする。

入会希望者の中で、以下の条件に該当すると診実会が判断した場合は、診実会に入会を拒否する事が出来る。

1. 公序良俗に反するビジネスを現在営んでいる、もしくは将来営もうとする者
2. マルチ商法など営業を目的に入会を希望するもの

3. 特定の企業、政党、宗教活動等を目的に入会を希望するもの
4. 他、診実会が会員として不適と認められた者

第7条（入会方法）

本会員組織への入会は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、申し込むものとし、入会金および年会費の払込の対応完了をもって会員資格が発生するものとする。

第8条（会費）

会費は、各種年額とする。ただし、診実会は経済情勢の変動、あるいはサービスの拡充のために年会費を改定することができるものとする。

第9条（会員期間・更新・退会・再入会）

1. 会員期間は1ヶ年毎、解約の申し出が無い限り自動継続するものとする。
2. 2ヶ月連月で入金確認が取れなかった場合、自動退会とする。ただし、解約までの2ヶ月分の会費は請求するものとする。
納付のなかった場合、年14.5%の遅延損害金を徴収する。
3. 再入会を希望する者は診実会に対して所定の再入会手続きをし、会費を速やかに納付する事で再入会出来る。ただし第10条により除名された者を除く。

第10条（除名処分）

診実会は会員が以下の事項に該当すると認めた場合、又当該すると認めた場合、当該会員を本会員組織から除名する事が出来る。

除名処分を受けた者は、再入会を一切認めないものとする。

1. 入会后、第6条 1.2.3.4 項に該当する行為を行った場合
2. 診実会および他の会員の名誉を著しく傷つける行為があった場合
3. 本会則、および診実会の定める規則に違反した場合
4. その他、診実会が除名する事が会全体の利益になると判断した場合

第11条（会員資格の譲渡）

会員資格を譲渡する事は出来ない。

第12条(解約・返金)

1. 退会を希望する者は、退会希望月の前月末日までに書面にて診実会まで通知するものとする。
2. 納付した会費は、一切返金しないものとする。

第13条（自己責任）

会員は自己責任において本会員組織に入会するものとする。診実会が提供するセミナー等各種サービスに対随して発生した事故・損害、および会員間トラブルについては、診実会は一切責任を負わないものとする。

第14条（知的所有権）

診実会が提供する情報および各種資料についての知的所有権等はすべて診実会に所属するものとし、会員は診実会の許可なくこれを使用してはならない。

第15条（会員規約の改正等）

1. 会員規約の改正、および会員組織運営上必要と認められる細則の制定は、診実会が独自の判断で行えるものとし、その効力は全会員に及ぶものとする。
2. 前項の場合、診実会は会員への変更通知を省略することが出来る。
ただし、会員は診実会に対して最新の会員規約等を請求する事が出来るものとし、診実会はこれに応じなくてはならない。

第16条（会員規約の発効）

本会員規約は令和6年1月6日より発効する。

改訂履歴

令和6年4月18日改訂